

函館市特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、函館市特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、特殊詐欺被害防止対策機器の購入費用の一部を補助することにより、特殊詐欺による被害の未然防止を図り、もって市民の財産を守ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、特殊詐欺被害防止対策機器（以下「補助対象機器」という。）とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 通話録音装置 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する機器をいう。
- (2) 着信拒否装置 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、または自動的に着信を切断する機能を有する機器をいう。
- (3) 通話録音装置または着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた世帯に属する者を除く。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 第7条の規定による申請を行う日において65歳以上の者であること。

(3) 本市の市税を滞納していないこと。

(4) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第15号）に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(5) 転売または譲渡もしくは貸与を目的に補助対象機器を購入する者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内に店舗を有する業者が販売する補助対象機器の購入およびその設置に直接要する費用（付随するサービスの加入および利用に要する費用等を除く。以下「購入等費用」という。）とし、1世帯につき1台に限るものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税および地方消費税を含む。）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が10,000円を超える場合は、10,000円とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において交付するものとする。

（補助金の交付申請および実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象機器の購入の支払が完了した日の翌日から起算して90日を経過する日または補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の購入等費用に係る領収書(申請者の氏名, 製品名, 購入店舗名および購入年月日の記載があるもの)の写し
 - (2) 補助対象機器の機能を確認できる書類(カタログまたは取扱説明書等)の写し
 - (3) 申請者の住所, 氏名および生年月日が確認できる身分証明書(住民票, 運転免許証, マイナンバーカードその他本人を確認できる書類)の写し
 - (4) 申請者に市税の滞納がないことの証明書
 - (5) 申請者の振込先口座および口座名義が確認できる書類(通帳の見開き等)の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める書類
- 2 申請者は, 前項の規定による申請等を第三者に委任することができる。この場合において, 申請者は, 委任状を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は, 前条の規定による申請があったときは, その内容を審査し, 補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 補助金の交付が適当と認めたときは, 交付すべき補助金の額を確定し, その額を函館市特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

3 補助金は, 前項の額の確定後において交付するものとする。

4 補助金の交付が適当でないと認めたときは, 補助金等否交付通知書(規則共通第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は, 前条第2項の規定により通知をした者(以下交付決定者という。)が次の各号のいずれかに該当するときには, 補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し, 補助金等交付決定取消し通知書(規則共通第10号様式)により交付決定

者に通知するものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段等により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(調査への協力)

第10条 交付決定者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合は、これに協力するものとする。

(その他)

第11条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。

3 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。